

家電リサイクル法（特定家庭用機器再商品化法）により、テレビ・冷蔵庫（冷凍庫）・洗濯機・衣類乾燥機・エアコンは、消費者・販売店・製造メーカーが協力してリサイクルに取り組むことになりました。

※リサイクルの対象となる家電製品は、ごみステーション等には絶対出さないようにしてください。

～処理方法～

以下のいずれかの方法により処理を行ってください。

方法1. 販売店などに依頼する

販売店に依頼して処理する方法のため、販売店へご相談ください。

方法2. 家電リサイクル券を購入し処理する

郵便局で「家電リサイクル券」(注1)を購入します。次に、指定の引き取り場所(注2)へ対象製品と家電リサイクル券を持参してください。

(注1) リサイクル料金は各メーカーにより異なる場合がありますので、詳細については「家電リサイクル券センター」のホームページをご参照ください。

(注2) 指定の引き取り場所は、下記のとおりです。

栗原紙材(株)新田事業所：太田市新田村田町 543-1 TEL 0276-57-0385

方法3. 家電リサイクル地域方式

「一般社団法人 環境適正推進協会」に依頼する方法となります。

住所：太田市新田反町町 131 電話：0276-56-1140 (東金属(株)内)

営業時間 9時00分～12時00分 13時00分～16時00分

(土曜日、日曜日、祝日、休日は休業)

- 引取り依頼をする場合はリサイクル料金と収集運搬料金が必要です。
- 自分で持ち込む場合はリサイクル料金のみが必要です。

※料金については電話でご確認ください。なお、**ブラウン管テレビは対象外**です。